スイートシャワー丸子 重要事項説明書

「(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービス」

あなたに対する(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、 当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	有限会社 生陽会			
主たる事務所の所在地	静岡市駿河区鎌田70番地の13			
代表者名	山本 加代子			
電話番号	054-257-8861			

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	スイ	ートシャワー丸子		
指定事業者番号	2 2 9	4 2 0 1 4 3 5		
サービス種類	(介護	予防)小規模多機能型居宅介護サービス事業所		
所在地	静岡	市駿河区丸子 3-12-56		
電話番号	054-2	268-2600		
営業日		3 6 5 日		
営業時間(訪問サービ	ス)	2 4 時間		
同(通いサービ)	ス)	10時~16時		
同(宿泊サービス)		16時~翌朝10時		
通常の事業の実施地域		静岡市駿河区長田地区		
登録定員		29人 ※ 当事業所は、原則として利用申込に応じて		
利用定員(通いサービ	ス)	15人 ご登録をいただいている場合であっても、利		
同(宿泊サービ	ス)	6人 用定員超過する場合には、通いサービス又は		
		宿泊サービスの提供ができない日がある場		
		合がありますので、ご了承ください。		

事業の目的と運営の方針 3

事業の目的	利用者が可能な限り住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよ
	う、通い、宿泊、訪問等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境
	と地域住民との交流の下で、必要な日常生活上の援助を行い、利用者がそ
	の有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができ
	ることを目的とします。
運営の方針	事業所で提供するサービスは利用者一人ひとりの人権を尊重しその人がそ
	の人らしく家庭的な環境の下で日常生活を送る事ができるようサービスを

提供します。

利用者が住み慣れた地域で生活を継続する事ができるよう地域住民との交 流や地域活動への参加を図り利用者の心身の状況やその置かれている環境 を踏まえて、通い、宿泊及び訪問を柔軟に組み合わせる事により、サービ スを提供します。

事業所の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及 び協力を行う等地域との交流を図っていきます。

事業所のサービス提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画及び介 護予防小規模多機能居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよ うに、利用者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供し ます。

事業所では、居宅サービス事業所や他の保健医療機関と密接な連携を図 り、サービスを提供します。

事業所のサービスにあたってはあらかじめ利用者又はその家族に対し、サ ービスの提供等について、分かりやすく説明を行います。

利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問 サービスの提供、電話による見守りなどを行い、生活を支える為の適切な サービスを提供します。

利用者の要介護状態(指定介護予防小規模多機能型居宅介護にあっては要 支援状態)の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標をたて計画的に 行います。

従業者の職種、員数及び勤務の体制

	資格	員数	勤務の体制
管理者	介護福祉士 介護支援専門員	1人	常勤1名 8:30~17:30
介護従業者	介護職員		早番:7:00~16:00 遅番①:10:00~19:00 遅番②:12:30~21:30 日勤:8:30~17:30 夜勤:16:00~翌9:00
	看護師又は准看護師	1人以上	従業者のうち1名は看護師又は准看護師にて 対応
介護支援専門員	介護支援専門員 介護福祉士	1人	常勤または非常勤 1名

5 サービスの内容及び利用料 (介護負担割合1割の場合)

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用有無	単位	利用料
(介護予防) 小	「通いサービス」	保険適用有	1ヶ月	要支援1
規模多機能型居	食事:食事の提供及び食事の介助			3,563 円
宅介護サービス	(身体状況・嗜好・栄養バランスに			要支援 2
	配慮し提供します)			7, 202 円
	排泄:利用者の状況に応じ適切な介			介護度1
	助を行うとともに排泄の自立に関			10,803円
	しても適切な援助を行います。			介護度2
	入浴:利用者の状況に応じ、衣服の			15,877 円
	着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等			介護度3
	の適切な介助を行います。			23, 096 円
	機能訓練:利用者の状況に応じた機			介護度4
	能訓練を行い身体機能の低下を防			25, 491 円
	止するよう努めます。			介護度5
	健康チェック:血圧測定、体温測定			28, 106 円
	等、利用者の健康状態の把握に努			
	めます。			
	送迎:利用者の希望により、ご自宅			
	と事業所間の送迎を行います。			
	「宿泊サービス」			
	事業所に宿泊して頂き食事、入			
	浴、排泄等の日常生活上の世話を			
	提供します。			
	「訪問サービス」			
	① 利用者の自宅に訪問し食事や入			
	浴、排泄等の日常生活上の世話を			
	提供します。			
	② 訪問サービス実施の為の必要な備			
	品等(水道・ガス・電気を含む)			
	は無償で使用させて頂きます。			
	③ 訪問サービスの提供にあたって、			
	次に該当する行為は致しません。			
	1) 医療行為			
	2) ご契約者若しくはその家族から			
	の金銭又は高価な物品の授受			
	3) ご契約者若しくはその家族等に			
	対して行う宗教活動、政治活			
	動、営利活動			
	4) その他契約者若しくはその家族			
	に伴う迷惑行為			

(介護負担割合1割の場合)

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用有	単位	利用料
		無		
短期利用(介護	契約書第6条の範囲内で短期間	保険適用有	1 目	要支援1
予防) 居宅介護	の短期利用(介護予防)居宅介護			437円
費	を提供する			要支援 2
	事業所に宿泊して頂き食事、入			548円
	浴、排泄等の日常生活上の世話を			要介護1
	提供します。			590円
				要介護2
				6 6 1 円
				要介護3
				7 3 2 円
				要介護4
				802円
				要介護5
				870円

6 加算

加算については加算要件に該当する場合、下記を算定します

加州にフバーには加州安川に欧コッツ物口	
1. 初期加算	1日につき30単位 利用登録日から30日以内
2. 認知症加算(I)	1月につき920単位
(II)	1月につき890単位
(Ⅲ)	1月につき760単位
(IV)	1月につき460単位
3. 看護職員配置加算(I)	1月につき900単位
(II)	1月につき700単位
(Ⅲ)	1月につき480単位
4. サービス提供体制強化加算 (I)	1月につき750単位
(II)	1月につき640単位
(III)	1月につき350単位
5. 総合マネジメント体制強化加算	1月につき1200単位
6. 介護職員処遇改善加算 (I)	所定の単位数の10、2%を加算
7. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定の単位数の1.2%を加算
8. 静岡市独自報酬加算	1月につき300単位(要介護の場合、該当)
9. 科学的介護推進体制加算	1月に付き40単位
10. 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定の単位数の1.7%を加算

*5、6、7、10については、区分支給限度額管理の対象外

7 その他の費用

食事の提供に関	朝食		保険給付外		388円
する費用	昼食				691円
	夕食				691円
					1770 円/1日
					(税込)
宿泊に要する費	<宿泊室の詳組	$\exists >$	保険給付外	1 泊	3,300円
用	部屋名「101~	106」			(税込)
	広さ 8.6 平方	メートル			
	定員数 6人				
	備品・設備	ベット・リネン			
		エアコン			
		収納・カーテン			
		ナースコール			
おむつ代	リハビリパンツ	<i>,</i>	保険給付外	1枚	165 円
	尿取りパット			11	21 円
					(税込)

8 交通費実費

通常の事業の実施地域以外において訪問サービスを行う場合に要する交通費は、その実費を 徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

- ・実施地域を超えた所から1kmにつき50円。 通常の事業の実施地域以外において送迎を行う場合に要する費用は次の額とする。
- ・実施地域を超えた所から1kmにつき50円。

9 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時~午後5時
	ご利用方法	電話	054-268-2600 FAX 054-268-2603
		場所	スイートシャワー丸子 相談室
	担当者	川村	谷子
静岡市介護保険課	ご利用時間	平日	午前9時~午後5時
	ご利用方法	電話	054-221-1088 FAX 054-221-1298
		所在地	静岡市葵区追手町5-1
静岡県国民健康保険	ご利用時間	平日	午前9時~午後5時
団体連合会	ご利用方法	電話	054-253-5590
		所在地	静岡市葵区春日2丁目4番34号

10 福祉サービス第三者評価の受審状況

事業者の提供するサービスの質を当事者(事業所及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質の向上に結び付けるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に資する情報となる事を、目的としたものです。

実施の有無			日(直	近)	実施期間	評価結果の開示
有 •	無	年	月	日	運営推進会議	

11 緊急時の対応方法

11 茶心時の対応力伝					
利用者の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。					
緊急連絡先に連絡いた	します。				
利用者の主治の医師	氏名				
	所属医療機関の名称				
	所在地				
	電話番号				
協力医療機関	医療機関の名称	医療法人徳州会 静岡徳州会病院			
	院長名	山之上 弘樹 院長			
	所在地	静岡市駿河区下川原南 11 番 1 号			
	電話番号	054-256-8008			
	入院設備	有り			
	救急指定の有無	有り			
	契約の概要	月1回の訪問診療			
		緊急対応			
	医療機関の名称	医療法人社団 駿府葵会 やよい歯科醫院			
	院長名	佐々木 優			
	所在地	静岡市駿河区中村町 12-3			
	電話番号	054-281-0048			
	入院設備	無し			
	救急指定の有無	無し			
	契約の概要	随時対応			
緊急連絡先	氏名				
	 住所				
	電話番号				
	昼間の連絡先				
	夜間の連絡先				

12 非常災害対策

// .// / // // // // // // // // // //	
関係機関への通報・連	・緊急通報装置等の種類及び設置個所
絡体制の整備について	消防緊急装置(1階事務所内、2階スタッフルーム)、
	避難ハッチ(2 階ベランダ)
	・安否確認の方法・頻度など、緊急通報システム
	巡視 ・ナースコールシステム
避難・救出等必要な訓	防災・避難訓練(年2回)
練の実施について	

年 月 日

印

(乙) 当事業者は、甲に対する(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの 提供開始に当たり、甲に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

事業者 有限会社 生陽会 代表取締役 山本 加代子

主たる事務所所在地

静岡市駿河区丸子 3 丁目 12 番 56 号

名 称 スイートシャワー丸子

管理者 川村 裕子

説明者 印

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。 私は、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意します。

(甲) 利用者 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

個人情報の使用に関する同意書

わたし(利用者及びその家族)	の個人情報については、	次に定める条件で、
必要最小限の範囲内で使用すること	に同意します。	

1	使	田	7	ス	日	加
1	TX.	л	9	' \)	\Box	ΗЭ

- ① 利用者に係る介護サービス計画を立案するためのサービス担当者会議での 情報提供
- ② 介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整において必要となった場合。
- 2
- 1) 1
- 2 1

個人情	こあたって報の提供	は必要量					ては関々	係する者	が以外の記	者に
	ことのな 報を使用					-	いて、;	経過を記	記録しては	おく
	年	月	日							
利力	用者									
				氏_	名					<u></u>
利力	用者の家加	矣								
				<u>氏</u>	名			続柄	(<u></u>
				Æ	名					印
				<u> </u>	<u> 4</u>			続柄	()